

淀川右岸水防事務組合議会定例会会議録（令和5年3月29日）

○議事日程 令和5年3月29日（水）午後2時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の決定について
日程第2 議席の決定について
日程第3 議案第1号 副議長辞職許可について
日程第4 選挙第1号 副議長選挙について
日程第5 議案第2号 議長辞職許可について
日程第6 選挙第2号 議長選挙について
日程第7 選任第1号 常任委員補欠選任について
日程第8 議案第3号 監査委員の選任について
日程第9 議案第4号 公平委員会委員の選任について
日程第10 議案第5号 水防団長の任命について
日程第11 議案第6号 水防副団長の任命について
日程第12 議案第7号 淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例案
日程第13 議案第8号 淀川右岸水防事務組合暴力団排除条例案
日程第14 議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例案
日程第15 議案第10号 淀川右岸水防事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例案
日程第16 議案第11号 淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例の一部を改正する条例案
日程第17 議案第12号 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例案
日程第18 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第19 議案第14号 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第20 議案第15号 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案
日程第21 議案第16号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
日程第22 議案第17号 令和4年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第2回）について
日程第23 議案第18号 令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案について

○出席議員 25名

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 中畑 稔 議員 | 3番 戸田 靖子 議員 | 4番 水谷 平 議員 |
| 5番 大嶺さやか 議員 | 6番 平城 政治 議員 | 8番 斉藤 照雄 議員 |
| 9番 中野 昭雄 議員 | 11番 北田 昌之 議員 | 12番 高岡 栄治 議員 |
| 13番 谷口敏五郎 議員 | 15番 笹内 和志 議員 | 16番 泉水 清治 議員 |
| 17番 土井笑美子 議員 | 18番 上西 進 議員 | 19番 花井 慶太 議員 |
| 20番 市來 隼 議員 | 21番 越智 敏行 議員 | 22番 吉川 正司 議員 |
| 23番 三好 俊範 議員 | 24番 山下 宣昭 議員 | 26番 高田 良章 議員 |
| 27番 奥田美貴子 議員 | 29番 赤澤 徹夫 議員 | 30番 坂口 妙子 議員 |
| 31番 鈴木 一俊 議員 | | |

○欠席議員 6名

- 2番 藤木 昇 議員 7番 濱口 光緒 議員 10番 高橋 譲 議員

○議場に出席した執行機関及び説明員

淀川右岸水防事務組合会計管理者（大阪市建設局企画部工務課長代理）	柘矢 直幸
淀川右岸水防事務組合事務局長	八木 逸朗

○職務のために出席した職員

大阪市建設局企画部工務担当部長	齋藤 満
淀川右岸水防事務組合総務課長	川元 信一
淀川右岸水防事務組合主幹	大保 幸男
淀川右岸水防事務組合総務課長代理	池田 信也

開 議 令和5年3月29日 午後2時30分

○議長（戸田靖子）

ただいまの出席議員は25名で定足数に達しておりますから地方自治法第113条の規定により、令和5年定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

○議長（戸田靖子）

議事に入ります前にこのたび本組合議会議員に当選されました方をご紹介します。

茨木市選出の大嶺さやか議員をご紹介します。大嶺さやか議員ご挨拶をどうぞ。

○5番（大嶺さやか）

（挨拶記載省略）

豊中市選出の花井慶太議員をご紹介します。花井慶太議員ご挨拶をどうぞ。

○19番（花井慶太）

（挨拶記載省略）

東淀川区選出の上西進議員をご紹介します。上西進議員ご挨拶をどうぞ。

○18番（上西進）

（挨拶記載省略）

○議長（戸田靖子）

次に、先ほど開催されました常任委員会の結果を、委員長から報告願います。

○常任委員長（越智敏行）

議長。

○議長（戸田靖子）

どうぞ。

○常任委員長（越智敏行）

先ほど開きました常任委員会におきまして、本日上程の管理者提出案件16件につき審査いたしました結果、原案どおり同意及び可決いたしましたので報告いたします。

○議長（戸田靖子）

おはかりいたします。本日の議事日程及び議案は先に配付いたしておりますので朗読を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (戸田靖子)

ご異議なしと認めます。よって、議事日程及び議案の朗読は、省略いたします。

○議長 (戸田靖子)

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、淀川右岸水防事務組合議会会議規則第88条の規定に基づき、17番土井笑美子議員、20番市來隼議員を指名いたします。

○議長 (戸田靖子)

日程第2議席の決定について、議席は淀川右岸水防事務組合議会会議規則第3条第2項の規定に基づき本案のとおり決定いたします。

○議長 (戸田靖子)

北田昌之副議長から辞職願が提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長 (戸田靖子)

日程第3議案第1号副議長辞職許可について、を議題とします。副議長の辞職を許可してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (戸田靖子)

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職を許可いたします。北田前副議長ご挨拶をどうぞ。

○前副議長 (北田昌之)

(挨拶記載省略)

○議長 (戸田靖子)

次の議案審議の前に、議会役員選出方法申し合わせにより、各地区より役員選出の相談をしていただきたく、ここで暫時休憩をいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (戸田靖子)

ご異議なしと認めます。よって、ただいまから休憩いたします。

ご相談いただく場所ですが、上流部は議場で、東淀川区は事務局長室で、淀川区は会議室で、西淀川区は委員会室でそれぞれ、ご相談ください

各地区役員選出のため休憩

午後2時34分

(議会役員選出方法申し合わせによる各地区役員選出を協議のため定例会休憩中)

再開

午後3時10分

○議長 (戸田靖子)

ただいまから再開いたします。

日程第4選挙第1号副議長選挙について、を議題とします。議会役員選出方法申し合わせ事項により、私の手元に西淀川区から水谷平議員を副議長に指名推薦する旨、届けられております。

おはかりいたします。水谷平議員を副議長当選者と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（戸田靖子）

ご異議なしと認めます。よって、水谷平議員が副議長に当選されました。副議長ご挨拶をどうぞ。

○副議長（水谷平）

（挨拶記載省略）

○議長（戸田靖子）

次に、私の一身上に関する事で議案が提出されますのでここで副議長と交代いたします。交代するまでの間、しばらくお待ち願います。

議長降壇、副議長登壇

○副議長（水谷平）

ただいまから再開いたします。議長選挙が終わるまで、議長の職務を代行いたします。

お手元の議事日程により議事を進行いたします。

戸田靖子議長から辞職願が提出されておりますので、ご報告いたします。

○副議長（水谷平）

日程第5議案第2号議長辞職許可について、を議題とします。議長の辞職を許可してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（水谷平）

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職を許可いたします。戸田前議長ご挨拶をどうぞ。

○前議長（戸田靖子）

（挨拶記載省略）

○副議長（水谷平）

日程第6選挙第2号議長選挙について、を議題とします。議会役員選出方法申し合わせ事項により、私の手元に東淀川区から吉川正司議員を議長に指名推薦する旨、届けられております。

おはかりいたします。吉川正司議員を議長当選者と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷平）

ご異議なしと認めます。よって、吉川正司議員が議長に当選されました。議長ご挨拶をどうぞ。

○議長（吉川正司）

（挨拶記載省略）

○副議長（水谷平）

これを持ちまして、私の職務は終わりました。ここで議長と交代いたします。

交代するまでの間、しばらくお待ち願います

副議長降壇、議長登壇

○議長（吉川正司）

ただいまから再開いたします。お手元の議事日程により、議事を進行いたします。
日程第7選任第1号常任委員会委員補欠選任について、を議題とします。
今回補欠選任を行いますのは1名であります。私から指名いたしましてご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉川正司)

ご異議なしと認めます。よって、大嶺さやか議員を常任委員に指名いたします。

○議長(吉川正司)

ここで常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選等をしていただきたいと存じます。委員会開会中、定例会を一時休憩いたします。

常任委員会開催のため休憩 午後3時20分

○議長(吉川正司)

再開いたします前に、先ほど常任委員会において、正副委員長の互選の結果を報告いたします。
常任委員長に大嶺さやか議員、常任副委員長に中野昭雄議員が当選いたしました。
常任委員長ご挨拶をどうぞ。

○常任委員長(大嶺さやか)

(挨拶記載省略)

○議長(吉川正司)

常任副委員長ご挨拶をどうぞ。

○常任副委員長(中野昭雄)

(挨拶記載省略)

再 々 開 午後3時30分

○議長(吉川正司)

ただ今から再開いたします。

日程第8議案第3号監査委員の選任について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長(八木逸朗)

議長。

○議長(吉川正司)

はい。

○事務局長(八木逸朗)

事務局長の八木でございます。着座にてご説明させていただきます。

ただいまご上程になりました議案第3号監査委員の選任についてをご説明いたします。

議案書の7頁をご覧ください。

本組合監査委員には、議会選出及び学識経験者のお二人でございますが、そのうち議会選出監査委員の土井笑美子氏が、本年3月31日付をもって辞職されます。

先程休憩の際、議会選出の監査委員候補者が議会役員選出方法の申し合わせにより選出されました。ただいま議案の差替え分をお配りさせていただきましたが、配布漏れはございませんか。よろしいでしょうか。

議案第3号監査委員の選任について、住所大阪市淀川区、氏名越智敏行、上記の者を淀川右岸水防事務組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び淀川右岸水防事務組合規約第12条第2項の規定に基づき、組合議会の同意を求めます。以上でございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。本案は質疑を省略し、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号監査委員の選任については、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第9議案第4号公平委員会委員の選任について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

はい。

ただいまご上程になりました議案第4号公平委員会委員の選任についてご説明いたします。

議案書の9頁をご覧ください。

本組合の公平委員は3名でございますが、そのうち西宇正氏の任期が本年6月30日で満了となり、引き続き選任いたしたく本案を提出する次第でございます。

なお、職歴につきましては、議案書の10頁の推薦調書のとおりでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。本案は質疑を省略し、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号公平委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第10議案第5号水防団長の任命について及び日程第11議案第6号水防副団長の任命について、以上2議案は関連するので一括して提案することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、2議案を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

はい。ご説明申し上げます。

ただいまご上程になりました議案第5号水防団長の任命についてをご説明いたします。

議案書の12頁をご覧ください。

水防団長中畑稔氏は、本年3月31日で任期満了となりますので、再任いたしたく、本案を提出する次第でございます。なお、中畑稔氏の職歴につきましては、議案書の13頁の推薦調書のとおりでございます。

続きまして、議案第6号水防副団長の任命についてをご説明いたします。

議案書の15頁をご覧ください。

水防団長と同じく水防副団長の職につきましても、本年3月31日をもって任期満了となります。

現副団長平城成治氏、松山征勝氏、平田房夫氏のお三方再任いたしたく、本案を提出する次第でございます。なお、お三方の職歴につきましては、議案書の16頁から18頁の推薦調書のとおりでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。本案は質疑を省略し、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号水防団長の任命について及び議案第6号水防副団長の任命については、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第12議案第7号淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例案について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

はい。ご説明申し上げます。

ただいまご上程になりました議案第7号淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例案についてをご説明いたします。

議案書の20頁をご覧ください。

デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報保護とデータ流通の両方に必要な全国的な共通ルールを法律で定め、個人情報保護法に統合、一本化され、地方公共団体にも直接適用されることとなりました。

同法第38条において、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない旨、規定されることから、規定を定めるため、条例を制定するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。これに対し、ご質問があればご発言願います。

○議長（吉川正司）

他にご質問もないようですから、これにて質疑を打ち切り採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例案は、原案どおり可決いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第13議案第8号淀川右岸水防事務組合暴力団排除条例案について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

はい。ご説明申し上げます。

ただいまご上程になりました議案第8号淀川右岸水防事務組合暴力団排除条例案をご説明いたします。議案書の22頁をご覧ください。

本条例案につきましては、暴力団による不当な行為、その他暴力団を利用する行為を防止し、本組合の事務又は事業に生ずる不当な影響を排除することを目的とし、暴力団の排除のために必要な事項を定めることにより、住民生活の安全と平穏を確保するとともに、本組合事業の健全な運営に資することを目的とするため、条例を制定いたしますのでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。これに対し、ご質問があればご発言願います。

○議長（吉川正司）

他にご質問もないようですから、これにて質疑を打ち切り採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号淀川右岸水防事務組合暴力団排除条例案は、原案どおり可決いたしました。

○議長（吉川正司）

ここで、淀川右岸水防事務組合議会会議規則第7条の規定により、会議の時間を延長いたします。

○議長（吉川正司）

日程第14議案第9号職員の高齢者部分休業に関する条例案、日程第15議案第10号淀川右岸水防事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例案、日程第16議案第11号淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例の一部を改正する条例案、日程第17議案第12号職員の定年に関する条例の一部を改正する条例案、日程第18議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第19議案第14号淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、日程第20議案第15号職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案、日程第21議案第16号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案、以上の議案は関連しますので一括して提案することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第16号を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

はい。ご説明申し上げます。

ただいまご上程になりました議案第9号から議案第16号についてご説明をいたします。

議案書26頁から74頁につきまして、こちらのA4縦刷りのカラーの資料、別冊になっておりますがこちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。お手元大丈夫でしょうか。

定年延長に関する説明資料をもちいてご説明いたします。

ご上程いただいた議案第9号から第16号の8議案につきましては、国家公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引き上げに関する改正でございます。

まず、1頁をご覧ください。

定年延長に関する主な内容でございますが、1定年の段階的引き上げでございまして、令和5年度から令和13年度まで段階的に引き上げ、65歳といたします。

二つ目といたしまして、管理監督職勤務上限年齢制を導入し、管理監督職上限年齢を60歳といたします。

三つ目といたしまして、定年前再任用短時間勤務制を導入し、60歳に達した日以後定年前に退職した職員につきまして、短時間勤務の職に採用することができることといたします。

四つ目でございますが、情報提供、意思確認につきましては、60歳以後の任用等の内容その他必要な情報を提供すると共に、職員の意思を確認するよう努めるものでございます。

五つ目といたしまして、給与に関する措置といたしまして、60歳を超える職員の給料月額を、60歳前の7割水準に設定し、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算出するものでございます。

2頁、3頁をご覧ください。

よろしいでしょうか。2頁の上段の図につきましては、定年の段階的引き上げ期間中のイメージでございまして、下段の図につきましては、65歳定年完成後のイメージでございます。

3頁につきましては、段階的引き上げ期間中の定年年度と対象職員を表であらわしてございます。

4頁をご覧ください。

管理監督職勤務上限年齢制の導入につきまして、上限年齢を60歳とし、管理監督職、局長、課長級、主幹につきましては、管理監督職以外の職、課長代理級以下の職への降任といたします。

5頁をご覧ください。

定年退職予定者につきまして、職員の定年等に関する条例で、一つ、職員の職務が高度の知識、技能等必要とする場合。

二つ、勤務環境、その他勤務条件に特殊性があるため、他の職への降任による欠員を容易に補充することができない場合。

三つ、当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合。にかぎりまして、特例といたしまして、定年退職日以降も1年を超えない範囲で、同じ職務に従事させることができるものといたします。

6頁、7頁をご覧ください。

60歳に達した職員の給与でございますが、6頁には役職定年制に伴う降格無しの例を、7頁には役職定年制に伴い降任された職員の例でございます。

降任することに伴い、給料月額7割にみえない場合には、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給することといたします。

8頁をご覧ください。

60歳に達した職員の給料月額及び各種手当の内容でございます。

9頁をご覧ください。

60歳に達した職員の退職手当でございますが、支給日は60歳に到達した時点ではなく、退職時に支給されます。

退職手当の額でございますが、勤続期間35年以降は一定となっていることから、60歳時点の給料月額を基本とした額で支給するものといたします。

特例措置といたしまして、勤続期間が35年に満たない場合、60歳時点の給料月額を基本とした額

及び60歳以降の7割の給料月額を基本とした額の合計額を退職手当として支給するものいたします。

10頁、11頁をご覧ください。

定年前再任用職員短時間勤務制につきましては、現行再任用職員に関する条例を廃止いたしますことから、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を、定年前再任用短時間勤務職員に採用することができる制度を設けます。

12頁をご覧ください。

定年前再任用短時間勤務職員の給料及び諸手当でございますが、現行の再任用職員と同様でございます。

13頁をご覧ください。

暫定再任用制度でございますが、定年の段階的な引き上げ期間中、定年から65歳までの間に経過措置といたしまして、現行の再任用制度と同様の制度を設けるものでございます。

14頁をご覧ください。

任期は1年以内で65歳まで更新することができるものとし、任用方法及び休暇等につきましても、現行の再任用職員と同様とするものでございます。

15頁をご覧ください。

高齢者部分休業につきましては、年齢を55歳とし、高齢層の職員の体力的な問題や定年後を見据えた地域ボランティアへの参加など、多様な働き方のニーズに対応するための選択肢の一つとして、休業を取得できるものとするため、条例を制定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。これに対し、ご質問があればご発言願います。

○議長（吉川正司）

他にご質問もないようですから、これにて質疑を打ち切り採決いたします。

議案第9号から議案第16号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号職員の高齢者部分休業に関する条例案、議案第10号淀川右岸水防事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例案、議案第11号淀川右岸水防事務組合職員の勤務に関する条例の一部を改正する条例案、議案第12号職員の定年に関する条例の一部を改正する条例案、議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第14号淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第15号職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第16号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、原案どおり可決いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第22議案第17号令和4年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案第2回について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

ご説明いたします。

ただいまご上程になりました議案第17号令和4年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案第2回についてをご説明いたします。

議案書の75頁をご覧ください。

令和4年度の予算の歳出を補正する予算案でございます。

76頁をご覧ください。

第1表歳出補正予算の総務費に181万円を増額いたしまして、水防費から181万円を減額いたしますのでございます。

77頁をご覧ください。

歳出内訳でございますが、2総務費1総務管理費1一般管理費におきまして、職員の異動に伴う職員手当等の不用額並びに2委員諸費の不用額を減額いたしまして、職員の退職手当及び庁舎建設基金へ積み立てるものいたします。

水防費につきましては、3水防費1本川筋警備費1管理費から水防団の非常出動等の費用弁償の不用額100万円を、2設備費から一津屋水防倉庫建て替え工事の不用額120万円を、3訓練費からコロナ過に伴う水防訓練縮小に伴う訓練出務費用弁償並びに訓練場設備委託料の不用額460万円を減額させていただき、3水防諸費1水防諸費の昨年12月定例会におきまして可決いただきました、水防施設及び設備等整備基金へ積み立てるものいたします。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。これに対し、ご質問があればご発言願います。

○議長（吉川正司）

ご質問もないようですから、これにて質疑を打ち切り採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和4年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案第2回は、原案どおり可決いたしました。

○議長（吉川正司）

日程第23議案第18号令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案について、を議題とし、管理者から提案趣旨の説明を求めます。

○事務局長（八木逸朗）

ご説明いたします。ただいまご上程になりました議案第18号令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案についてご説明いたします。

令和5年度は4年度に引き続き、水防組合の本来の使命であります、住民の生命と財産を守るための水防活動を着実に実施する予算を計上いたしております。

別冊の令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案の1頁をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

議案第18号令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案、令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2766万1千円とする。

次の2頁、3頁の第1表「歳入歳出予算については省略させていただきまして、4頁以降の令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算に関する説明書」の事項別明細書により、ご説明させていただきますので、順次ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

まず4頁の1歳入でございますが、款1組合費は、1億2466万1千円でございます。

これは、当組合を構成する各市町にお願いいたします分担金でございますが、4度比7万4千円の増でございます。

この組合費は、負担区分を明確にするため、淀川を中心にした本川筋組合費と西淀川区の防潮筋組合

費とに分かれております。

項1本川筋組合費は、9838万6千円で、4年度比4千円の減でございます。

これを組合格約に定めております構成市町ごとの分布率に従いまして算出いたしますと、各市町の負担額は、目1の大阪市組合費から目7の豊中市組合費まで、ここにお示ししている金額になります。

次に、項2の西淀川区を対象といたします防潮筋組合費は、2627万5千円で、4年度比7万8千円の増でございます。これは、大阪市単独の負担額でございます。

中ほどの款2府支出金は、130万9千円でございます。

これは、大阪府からの水防設備に対する補助金でございます。4年度と同額でございます。

次の款3財産収入は、60万6千円でございます。

項1利子及び配当金収入60万5千円は、非常水防基金、職員の退職手当基金、庁舎建設基金、水防施設及び設備等整備基金の四つの基金の大部分を国債等により運用していますが、その利息などの収入と、項2不用品売却代としての物品売払収入1千円でございます。

款4繰越金は100万円でございますが、令和4年度からの繰越予定額でございます。

次の、款5諸収入は、8万5千円でございます。

これは基金以外の歳計現金の預金利子1千円及び雑入8万4千円でございます。

以上、歳入合計1億276万1千円でございます。

次に、歳出予算に移らせていただきます。

6頁をご覧ください。

款1議会費項1議会費目1議会費は、447万9千円で、4年度と同額でございます。

これは、議員の皆様31名の報酬、期末手当及び委員会等の費用弁償、治水視察にかかる経費並びに議会にかかる事務関係費でございます。

6頁下の款2総務費項1総務管理費は、6064万1千円で、4年度に比べ6千円の増でございます。

これは次の7頁から8頁にかけまして記載しております当組合職員の人件費、組合庁舎及び自動車の維持管理経費、事務関係に要する物件費などの経費でございます。4年度とほぼ同額を計上いたしております。

次に、8頁下の目2委員諸費は、22万5千円でございますが、当組合の監査委員、公平委員等に対します報酬並びに費用弁償などでございます。

次に、款3水防費は、6154万1千円でございますが、4年度に比べ、9万円の増でございます。

水防費は、淀川及びその支川を主とした項1の本川筋警備費と西淀川区を主とした防潮筋警備費の3つの項により計上しております。

8頁下から9頁をごらんください。

項1本川筋警備費は、4865万7千円で、4年度に比べ77万4千円の増となっております。

その内目1管理費は、2503万1千円で、4年度に比べ、23万7千円の増となっております。

これは、水防団員の報酬、非常出動による費用弁償、治水視察等の旅費、水防施設などの維持管理経費、団員共済会への補助金、公務災害補償等共済基金の掛け金などが主なものでございます。

続きまして、9頁下から10頁にかけましての設備費は、1525万1千円で、4年度に比べ、53万3千円の増となっております。

これは、大阪市淀川区にあります三津屋水防倉庫の建替え工事をはじめ、水防備品、水防資器材の充実などに必要とする経費でございます。

次に、同じく10頁中ほどの、目3訓練費でございますが、837万5千円で、4年度に比べ、4千円の増となっております。

これは、水防法に定められた本組合主催の、水防団の訓練に伴う諸経費と、大阪府や関係市町で実施

されます防災訓練等に参加する費用でございます。

続きまして、項2防潮筋警備費は、1188万円で、4年度に比べ、29万8千円の増となっております。

目1管理費は、659万1千円で、4年度に比べ、13万円の増となっております。

支出内容は、本川筋とほぼ同様でございます。

次に、11頁下の目2設備費は、107万1千円で、4年度に比べ26万7千円の増となっております、主なものとして水防団員装備品の購入が23万円増となっております。

次に11頁下から12頁にかけて、目3訓練費でございますが、421万8千円で、4年度に比べ9万9千円の減となっております。

毎年実施いたします通信水防技術訓練、夜間の鉄扉訓練、西島中島地区訓練、初任者講習訓練の他津波対策訓練を実施いたしますそれらの経費でございます。

次に、12頁中ほどの項3水防諸費は、100万4千円で、4年度に比べまして、98万2千円の減でございます。

PR用のパンフレットや水防計画書の印刷経費、水防協議会にかかる費用弁償、非常水防基金への積立金、三水防事務組合合同で実施する事業の分担金などがございます。

最後に、款4予備費でございますが、4年度と同様100万円を計上しております。

以上、歳出合計1億2766万1千円でございます。

13頁以下につきましては、補足的な資料でございますので、説明は省略させていただきます。

予算の執行にあたりましては、鋭意節約を旨とし、効率的な運用を図ってまいりたいと存じます。

説明は以上のおりでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉川正司）

ただいま管理者からの説明は終わりました。これに対し、ご質問があればご発言願います。

○23番（三好俊範）

議長。

○議長（吉川正司）

はいどうぞ。

○23番（三好俊範）

撰津市の三好です。

内容確認を含めて大きく二点ほどお伺いしたいのですが。

今回予算書のほう議会の中で初めてなんです、7頁総務費の中での12役務費になるんですが、色々過去のものも見たいなと思って、通信運搬費についてホームページの管理の費用負担になるのかと思いましたが、議事録等拝見したいなと思ったところ、そういったのが一切出てこなかったのですがホームページの運用方法と、そういったものを記載しなくていいような規定になっているのかどうかお答えいただけたらと。

続きまして、端的に申し上げたいのですが、一括にすましてよろしいです。

（事務局「はい」）

2点目なんです、12頁の水防諸費の部分でございます。さきほどの補正の部分でも出てきておりました、補正の部分に関してはかなり余ったから積立されてると理解できたのですが、水防施設及び設備等整備基金積立金に関してなんです、599万9千円のぶんを積み上げられてるんですが、今回の予算案に関しては1000円、かなりの差異があるように思いました。

合わせましてその上の非常水防基金積立金は補正に関してわざわざ積み替えされてるんだと思うのですが、積み替えまでされてこの水防施設及び設備等整備基金積立金に積み立てられてると思うのですが、

かなりの差異がでているなど、その辺に関してご説明いただけたらと思います。以上2点です。

○議長（吉川正司）

事務局長。お願いします。

○総務課長（川元信一）

総務課長の川元です。

今ご質問いただきました役務費の通信運搬費のところでございますけれど、概ね中身としましては、郵送料等含めた予算になっております。

ホームページにつきましては、委託料で出しているところもございますけれど、全体としてほぼほぼ大きなところは郵送料でございます。

もう一点の基金かんけいでございますが、設備基金のほう、昨年の12月の議会のほうでですね設立をすることを議決いたしまして、設立をさしていただいたさいでございます。

先ほどご指摘ございましたように費用的に余剰金を積立しましたけれど、各年度ごとの当初予算につきましては額として非常に少ない額を計上させていただいてるところです。

それはなぜかと言いますと、収入の概ね全額近い額を各構成市町のほうからいただいております。

全体予算の構成費がほぼほぼ変わらないように当初予算額の上限を前年度予算ベースにあわせております。まず、その中で必要な経費を先に積み上げまして、残りの額を基金等に割り振りしております。

新たに基金の設定をしましたので、当該年度、前年度100万を積み上げておりますけれど、その額を積み上げましたので、ある程度その年額300万程度積み上げて目標額に達する設定で考えておるんですけど、費用の考え方といたしましては、無線アンテナの更新であるとか、いうことを考えております。

今、無線機のアンテナにつきましては、摂津市さんと西淀川区役所の2箇所を基地局を設けておりまして、それぞれに無線設備を置いております。アンテナ設備の更新に1箇所あたりだいたい1000万円程度かかります。

トータルで約1800万程度の予算を見込んでおりますので、その額を目的として積立をさせていただくということで、約年額300万程度積み立てていくように考えてます。

前年度500万積み上げていますので、約2年で600万ということですので、当初予算は基金のほうで抑えて、計上させていただいてるということです。ただ、総額として年度末に補正等の関係がございまして、結果的に余剰が出来ますと基金のほうにまた積み上げをさせていただくといった処置をさせていただくことも検討させていただきます。また、12月補正であるとか、年度末、この3月議会でございますけれど、そのときに概ね12月補正のほうで大きい補正をかけます。

その年間の必要な経費を見積もったうえで、決算見込みを出して余剰金があれば積み立てるとか、必要な事業があればその経費に充当するとか、対応させていただいてるさいであります。

今説明させていただいた内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉川正司）

よろしいでしょうか。

○23番（三好俊範）

2回目お願いします。

今ちょっと質問漏れというか、ホームページのほうは委託されていると理解したんですが、議事録等が載っていないというところに関してご回答が無かったのもう一度お伺いしたいなというところと、基金の積立、水防施設の部分に関しては概ね300万毎年積立していくということで、どうしても今年に関しては基金ですので他の部分予算積み上げていって余った分これっていうような、昨年補正の部分で大きく積み上げた分今年の方は少なくて済むとといったことは理解できたのですが、まだ先ほどの補正

の部分にも係ってくるのですが、もう一回お聞きしたいのが、100万円の減額補正がされているのですが、今年予算書のほうでは100万円積み上げられる予定だと、ここに関して毎年どれくらい積み上げていく予定かというので毎年100万なのかと、それでいくと先ほどの補正の部分にもかかってしまうので答えられたらでけっこうなんです、なぜ前年度の分100万減額したのかなとちょっと疑問にのこる点でございます。以上でございます。

○総務課長（川元信一）

はい、先ほど水防諸費の基金のところでご質問あったところですが、100万というところの数字はこちらのほうは利息になります。非常水防基金にあります10万6千円、設備の基金のところだと1000円、という数字になってございます。

100万円という数字では無くそのままですので、10万円と1000円ですので、予算的には利息額をここで予算計上、収入予算として計上してるということでございます。

もう一点先ほどご指摘いただきました答弁もれでございます。ホームページの議事録等の掲載でございます。今後掲載していく予定でございます。

ホームページのほうで情報公開を進めるということで方針を立てまして、せんだってこの2月に新たに議会関係と契約関係のタブを付けました。

そちらの方に随時あげていくということで、最近始めさせていただきました。

議事録等につきましてはまだ掲載させていただいておりませんので今後、この議会もそうですけど議会予定、日程であるとか、議事録であるとかですね、内容を情報公開を進めるために今後掲載させていただくといったところでございますが、よろしく願いいたします。

答弁を以上で終わります。

○議長（吉川正司）

よろしいでしょうか。

○23番（三好俊範）

はい。

○議長（吉川正司）

他にございませんか。

○議長（吉川正司）

ご質問もないようですから、これにて質疑を打ち切り採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉川正司）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和5年度淀川右岸水防事務組合一般会計予算案は、原案どおり可決いたしました。

○議長（吉川正司）

これをもちまして、本日提案の議案は、すべて議了いたしました。

○議長（吉川正司）

閉会にあたり、齋藤部長ご挨拶をお願いします。

○大阪市建設局工務担当部長（齋藤満）

大阪市建設局工務担当部長の齋藤でございます。

本日は管理者の出席が叶いませんでしたので、管理者に代わりまして私の方から閉会のご挨拶をさせていただきます。

平素より、議員の皆様方におかれましては、当議会の運営に、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し

上げます。また、本日は長時間にわたり、各議案のご審議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、本年度は、幸いにも、当水防事務組合の管内におきましては、水害は発生しておりませんが、全国的には、記録的な豪雨や台風により、多くの災害が発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行からまもなく4回目の春を迎えようとしており、再来月の5月8日にはコロナの感染症の位置づけがインフルエンザと同等の5類に移行する予定となっております。

当水防事務組合におきましても中止を余技なくされてきた訓練等についてもコロナ前の姿へと移行しなくてはと考えております。

当水防事務組合といたしましても、常の備えを怠ることなく、水防活動に努めていく必要があることから、議員の皆様方には引き続きのご指導、ご助言を賜りたくぞんじますので、お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（吉川正司）

本日は長時間にわたり、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。

これもちまして、本日の定例会は散会いたします。

散 会 午後4時21分

淀川右岸水防事務組合議会（定例会）会議録（令和5年3月29日） 終